

きじが台地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第 1 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、地域住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住みよいきじが台地区を形成していくことを目的とする。

- (1) 地域まちづくり計画の策定
- (2) 生活基盤の整備に関する活動(上水道、道路、防災公園等公共的施設の整備)
- (3) 美化、清掃等区域内の環境の整備、改善
- (4) 保健、衛生に関する企画と施策
- (5) 防犯、防災、交通安全等に関すること。
- (6) 集会施設の維持管理
- (7) レクリエーション等の文化活動
- (8) 各種機関、団体との連絡調整
- (9) 回覧板の回付等、地域内住民相互の連絡
- (10)その他この会の目的達成に関すること。

(名称)

第 2 条 本会は、きじが台地区住民自治協議会と称する。

(区域)

第 3 条 本会の区域は、伊賀市上神戸きじが台地区の全区域とする。

(事務所の設置)

第 4 条 本会の事務所は、伊賀市上神戸4560番地の95 きじが台地区市民センター内に置く。

第2章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第 5 条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する個人、法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第 6 条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第 7 条 第3条に定める区域に住所を有する個人及び第5条第2項に定める個人、法人又は団体で賛助会員として本会に入会しようとする者は、役員会で定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込書があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より役員会で定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた時は、その資格を喪失する。

3 賛助会員の退会等については、第1項第2号及び第2項を準用する。この場合において、これらの規約中「会員」とあるのは「賛助会員」と読み替えるものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第 9 条 本会に次の役員を置き、事務局を設置する。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 部会長 | 若干名 |
| (8) 事務局長 | 1名 |

(役員を選任)

第 10 条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第 11 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録する。
- 4 会計は本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 理事は、本会の事業及び会務に関する事項の審議を行う。
- 6 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事案を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- 7 部会長は部会を代表し会務を総括する。
- 8 事務局長は本会事務を総括する。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期满了の後においても、後任者が選任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 4 章 総会

(総会の種別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、会員及び賛助会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要

な事項を議決する。

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第 11 条第 6 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 賛助会員は、総会で意見を述べることができる。

(会員の議決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を除き、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とすることができる。

- (1) 規約の変更
- (2) 財産処分及び解散の議決
- (3) 代表者の代表権の制限及び委任
- (4) 代表者や監事の選任
- (5) 地域まちづくり計画の策定及び改定
- (6) その他重要事項

(総会の書面表決等)

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員及び賛助会員別の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会で議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員²の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

- 第 28 条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、役員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

第6章 部会

(部会の設置)

- 第 29 条 総会及び役員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、本会に部会を置く。
- 2 部会及び部会員は、役員会の同意を得て、会長が定める。
 - 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
 - 7 部会間の調整は、役員会が当たることとする。ただし、部会相互の協議により調整可能な場合はこの限りでない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 交付金、助成金、補助金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で、第30条第1号に掲げるもののうち、別に總會において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、總會において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 本会は、役員、事務局員、労務担当者等に報酬又は給与及び出張旅費等を支弁することができる。支弁する報酬、給与及び出張旅費等は別に定める。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に總會の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が總會において議決されていない場合には、会長は總會において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 36 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、伊賀市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 38 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 39 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(災害対策本部の設置)

第 41 条 きじが台地区内において、災害(地震、火災、風水害等)により被

害が生じた場合、又は被害の発生が予測される場合において、会長はきじが台地区災害対策本部を設置することができる。

- 2 きじが台地区災害対策本部の組織、運営等は役員会が別に定める。

(表彰等)

第 4 2 条 会長は、きじが台地区の町づくりにおいて、特段の功勞のあつた者に地区功勞賞を、町づくりに貢獻のあつた者に感謝状を授与することができる。

- 2 地区功勞賞及び感謝状の選考及び副賞等は役員会が別に定める。

(委任)

第 4 3 条 この規約の施行に関し必要な事項は、總會の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は設立認可のあつた日から施行する。
- 2 本会の平成 2 7 年度の事業計画及び予算は、第 3 4 条の規定にかかわらず設立總會の定めるところによる。
- 3 本会の平成 2 7 年度の会計年度は、第 3 6 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の役員の任期は、設立認可のあつた日から後任者が就任する日までとする。